

ご存知ですか？ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の財産や生活を守る制度です。

家庭裁判所に選任された成年後見人などは、支援を受ける人の意思を尊重し、かつ本人の心身や生活状態に配慮しながら、主に次のような事務を行います。

財産管理	身上保護
・預貯金や土地、建物の管理 ・税金や保険料、公共料金の支払い ・年金の受領 ・不利益な契約の取消 など	・医療に関する手続き ・住居の確保に関する手続き ・介護サービスの利用や、施設入所に関する手続き など

※成年後見人などの事務には、食事の世話や介護などは含まれません

制度を利用するための支援

判断能力が十分でない人が、身寄りが無いなどの理由で成年後見制度を利用できない場合に、本人などに代わって市長が選任の申立てを行うことができます。

また、成年後見人などへの報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる人には、報酬の助成制度があります。

詳しくは、大垣市成年後見支援センター(高齢福祉課内、☎47-7424)へ。

将来受け取る国民年金を増やせます

国民年金は、毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

また、過去に国民年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある、60歳以上65歳未満の人は、任意加入し国民年金保険料を納めることで、受け取る老齢基礎年金を増やすこともできます。

詳しくは、大垣年金事務所(☎78-5166)または、国保医療課国民年金グループ(☎47-8129)へ。



空き家の取り壊しに補助

空家等除却支援事業補助金

市内にある空き家の除却を行う人に対して、工事費用の一部を補助します(着工前に申請が必要)。

- ▶対象者/空き家の所有者もしくは相続人、または所有者などから同意を受けた人で、市税を完納している人
- ▶対象空き家/市内にある個人所有で状態の悪い空き家(現地調査あり) ※対象要件は市HPに掲載
- ▶対象工事/市内業者が実施し、同一敷地内のすべての建築物および工作物などを除却する工事 ※交付決定を受けた年度の2月末日までに工事を完了し、実績報告が必要
- ▶補助額/対象工事費用の3分の1(上限30万円) ※空き家の状態・規模・所在地によって拡充あり
- ▶問合せ/住宅課(☎47-8184)へ



審議会などの傍聴ができます

廃棄物減量等推進審議会		担当：クリーンセンター(☎89-4124)
8/21(月)	10:00~11:30	市役所4階 情報会議室
・一般廃棄物処理基本計画の実績報告について ほか		
スポーツ推進審議会		担当：社会教育スポーツ課(☎47-8038)
8/29(火)	17:00~18:00	市役所6階 教育委員会室
・第2次教育振興基本計画の進捗状況について ほか		

各種相談のお知らせ

全国一斉「こどもの人権相談」

～なんでもおしえて ところのものもや～

- *とき/8月23日(水)~29日(火) ※強化週間
平日：午前8時30分~午後7時
土・日曜日：午前10時~午後5時
(上記の強化週間以外でも、平日の午前8時30分~午後5時15分で相談に応じています)
- *内容/いじめ・虐待など、悩みを抱えている子どもたちの電話相談
- *電話番号/☎0120-007-110(こどもの人権110番)
- *相談員/法務局職員、人権擁護委員
- *その他/SNS(LINE)による人権相談も受け付け
アカウント名「SNS人権相談」 検索ID「@snsjinkensoudan」
- *問合せ/岐阜地方法務局大垣支局(☎78-3347)へ



LINE人権相談
友だち登録

国民健康保険料 介護保険料 休日納付相談

平日業務時間内に来庁が難しい人などを対象に、国民健康保険料と介護保険料の休日納付相談を実施します。

- *とき/8月27日(日) 午前9時~午後4時
- *ところ/国保医療課、介護保険課
- *内容/国民健康保険料・介護保険料の納付相談や口座振替の申し込み

【問合せ先】 <国民健康保険料> 国保医療課(☎47-8132)
<介護保険料> 介護保険課(☎47-7406)



空家なんでも相談会

- *とき/9月3日(日) 午前10時~午後3時
- *ところ/アクアウォーク大垣2階 書店アカデミア前(林町)
- *内容/空き家の利活用・リフォーム・売却・解体・相続などに関する相談
- *問合せ/事業委託先「NPO法人大垣空家対策協議会」(☎81-4555)へ

くらしとこころの健康相談

- *対象/経済的な困り事や健康上の悩みなどを抱えている人
- *とき/9月11日(月)・15日(金)・26日(火)
①午前9時~11時 ②午後2時~4時
- *ところ/市役所3階 会議室3-5
- *内容/専任の相談員に、自立に向けた解決策や健康についての悩みなどを相談
- *申込/大垣市生活支援相談センター(総合福祉会館内、☎75-0014)または、社会福祉課(☎47-7214)へ

子どもの視覚機能(見る力)の相談会

視力などは問題ないが、読み書きや板書などの苦手さを持つお子さんの中には、「視覚機能(見る力)」に弱さがある場合があります。この機会に、「学習に困り感のある子の見る力」について、相談を受けてみませんか。

- *対象/小学生~18歳以下の人とその保護者 ※眼科受診中の人は除く
- *とき・ところ/下表のとおり
- *内容/視覚機能の専門家(オプトメトリスト)による相談
- *申込/8月15日から、子育て支援課(☎47-7291)へ

	とき	ところ
10/7(土)	①9:00~9:45 ②10:00~10:45	情報工房2階 研修室
12/9(土)	③11:00~11:45	